

輪島市監査公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年1月21日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



## 定期監査結果報告

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

### 2 監査実施日及び監査対象課

平成28年1月13日（水） 議会事務局

### 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

※小山 栄監査委員については、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

### 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度の監査資料（平成27年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成26年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

### 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○平成 27 年 12 月議会で設置が承認された「予算決算委員会」については、市担当部局が編成する決算と予算の一連の流れを把握し、より有効な予算審査業務に資するものと考えられ、時機を得たものと評価したい。「決算特別委員会」を常任委員会化したことで市議会全員による予算審議の意識も高まり、健全な行政執行を行っていく上で、たいへん有意義なことと思われる。これからの議会運営及び委員会執行において多いに期待するものである。

○議会政務活動費補助金の執行事務・精算事務については、近年世間の話題になっている課題でもあり、引き続きチェック体制の強化と透明性の確保を重視し適正な執行に努められたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。